

☆ 農業指導情報 ☆

第 2 号

令和 4 年 8 月 5 日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町 1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台 1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」
に登録を！



令和5年度未来農業のフロンティア育成研修生を募集します

新規就農に必要な技術を身につけようとする者、又は、新たな部門開始に必要な技術を身につけようとする既就農者に対して、市町村と県が連携の上、県の各試験場（農業、果樹、畜産）において、農業経営に要する基礎的知識・技術を習得するための研修を行い、地域農業の優れた担い手を育成します。

- 【募集人員】 23名（予定）
- 【研修先】 研修コース（作物、野菜、花き、果樹、肉用牛、酪農）ごとに、県の各試験場において研修を受講する
- 【期 間】 令和5年4月から2年間
- 【受講資格】 就農予定時の年齢が原則50歳未満で、研修終了後の市内就農が確実と見込まれ、市長の確認が得られる者
- 【申込期限】 令和4年10月7日（金）まで農業振興課必着
- 【その他】 研修希望者は、応募に先立ち、下記へご相談ください。

【問合せ先】

秋田県山本地域振興局農林部農業振興普及課
（担い手・経営班） TEL 52-1241

畑作就農を目指す方へ 農業研修生を募集します

新たに畑作物の栽培や畑作の拡大に取り組む農業者、新規就農を目指す者に対し、必要な技術を身に付けるための研修を行います。

- 【募集人員】 3名程度
- 【研修先】 能代市農業技術センター
- 【研修期間】 令和5年4月から2年間
- 【受講資格】 就農予定時の年齢が原則50歳未満で、研修終了後の市内就農が確実と見込まれる者
- 【申込期限】 令和4年10月7日（金）まで農業振興課必着
- 【その他】 研修希望者は下記へご相談ください。申請等書類を配布します。

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
農業技術センター TEL 52-2247



令和5年度 新規就農者向け事業の要望量調査について

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。また、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入支援を行います。

①経営発展支援事業（取組に応じた事業採択方式となります）

対象者：認定新規就農者（就農時の年齢が原則50歳未満）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（ただし②の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援

（国の補助上限1/2 <例>国1/2、県1/4、本人1/4）

こちらは導入しようとする機械・施設等の見積書、カタログが必要となります。

②経営開始資金（所得制限あり）

対象者：認定新規就農者（就農時の年齢が原則50歳未満）

支援額：150万円/年×最長3年間（夫婦で就農される方は最大225万円/年）

主な交付対象要件

（1）独立・自営就農時、50歳未満であり、**認定新規就農者※1**であること

※1 認定新規就農者になるためには、青年等就農計画を作成し市の審査会において認定を受ける必要があります。審査会は随時ではないため早めにご相談ください。

（2）人・農地プランに位置付けられる方

（3）青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

※その他、細かい要件がございますので、希望する方は申し込みの際にご確認ください。

◎事業要望書の提出が必要です

申込期限：10月7日（金）

～ 留意点 ～

○今回の要望量調査は令和5年度における各種事業の要望量を調査するものであり、この事業の実施を約束するものではありません。

○いずれの事業も令和4年度の国の事業内容となっており、令和5年度の内容は変更となる場合もあります。

また、予算の範囲内での実施となりますのでご了承ください。

【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500



令和4年度経営所得安定対策の概要

水田活用の直接支払交付金

◎産地交付金【地域振興作物に対する助成】

能代市農業再生協議会で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、対象作物（振興作物）を生産する販売農家に対し支援します。

能代市 市 枠	対象作物等	交付単価 ※1	交付要件等 ※2
	大豆	10,200円/10a	5ha以上の作業集積
	飼料作物	7,100円/10a	2ha以上の団地化または1ha以上の団地化を2つ以上
	リンドウ	14,200円/10a	
	山ウド	26,000円/10a	0.3ha以上の作業集積
	アスパラガス	26,000円/10a	
	ネギ、エダマメ	14,200円/10a	単一作物で0.3ha以上の作業集積
	ミョウガ、キャベツ	14,200円/10a	
	ホウレンソウ	14,200円/10a	
	フキ	4,700円/10a	0.1ha以上の作業集積
	スナップエンドウ	14,200円/10a	
	そば・なたね	20,000円/10a	そば二期作（二毛作）は 11,200円/10a ※4
	飼料用米	6,000円/10a	複数年契約 （令和2・3年に開始した3年以上の契約）
		9,700円/10a	稲わら利用、畜産農家との連携

県域 枠	対象作物等	交付単価 ※1	交付要件 ※3
	大豆 ※5	16,000円/10a	前年産からの拡大面積が30a以上の取組かつ生産性向上及び低コスト生産等に関する取組を1つ以上実施
	重点推進野菜	32,000円/10a	
	飼料用米①	13,000円/10a	
	飼料用米②	単年契約 13,000円/10a	令和3年度において、30a以上拡大した面積 令和4年度も3年度の作付面積を維持かつ生産性向上 及び低コスト生産等に関する取組を2つ以上実施
		複数年契約 7,000円/10a	

※1…交付単価は国からの予算配分額によっては減額となる場合があります。

※2…収穫・出荷・販売を行うこと。販売伝票や作業日誌等により確認します。

また、秋田県野菜栽培技術指針や能代山本地域の栽培暦に沿った適切な栽培管理をすること。

※3…県域枠で拡大部分が対象となる場合、能代市枠では拡大部分を除いた面積部分が対象となります。

生産性向上及び低コスト生産に関する取組

（大豆）①地下水水位制御システムによる栽培 ②種子更新 ③殺虫殺菌種子消毒剤の使用 ④もみ殻補助

暗渠の実施 ⑤高性能機械の活用（耕うん同時畦立播種、産業用無人ヘリコプター、マルチコプター）

（重点推進野菜）①出荷又は販売の実施

（飼料用米）①育苗期防除の実施 ②育苗箱全量施肥技術の実施 ③多収品種の導入（秋田63号等）

④疎植栽培の実施 ⑤直播栽培の実施 ⑥高密度播種育苗栽培の実施 ⑦側条施肥の実施

⑧緩効性肥料の利用 ⑨流し込み施肥の実施 ⑩畦畔の除草（2回以上）

※4…収益力の向上に資する取り組みを行うこと。（下記の3項目の中から2つ以上実施）

（1）暗渠または明渠の設置、もしくは畝立てなどいずれかの排水対策

（2）土壌分析及び土壌改良資材の施用（施用量等は土壌診断書の施肥設計例による）

（3）種子更新

※5…10,200円/10aの交付単価（5ha以上の作業集積）と重複しない。

◎畑作物の直接支払交付金

面積払（営農継続支払）は、基準単収の2分の1に満たない場合には交付の対象となりません。

したがって、交付済みの面積払については返還していただくことになりますので、減収のおそれがある場合は事前にご相談ください。

能代市の令和4年産基準単収（10a当たり） 大豆 149kg、そば 55kg、なたね 44kg

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183

二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

令和5年度の各種事業の要望を受け付けます

以下の事業の活用を希望される方は、農業振興課又は環境産業課にお申し込みください。
(機械施設等導入支援事業・新技術活用等機械導入支援事業・園芸産地育成事業を要望する方は、各農機具販売店及び市担当課窓口にも事業要望書を設置いたしますので必要事項を記入の上、見積書と併せてご提出ください。)

なお、申し込みをいただいても、事業の採択とならない場合もありますのでご了承ください。

※令和4年度要望がキャンセル待ちとなっている方へ

令和4年度分の要望がキャンセル待ちの場合であっても、あらためて次年度分の要望も行ってください。

畑作等拡大総合支援事業

申込期限：9月30日（金）

①機械施設等導入支援事業 ◎事業要望書提出

概要：畑作及び果樹用の機械・施設等への助成(トラクターも対象) ※水稲用機械は対象外

補助率：認定新規就農者(50%) 認定農業者(40%) それ以外(20%)

条件：3年以内に1割以上の作付拡大、新たに畑作に取り組む場合は3年以内に10a作付

②戦略作物生産拡大支援事業

概要：市の戦略作物(ネギ・山うど・アスパラガス・キャベツ)の作付面積の拡大に応じて種苗費相当を助成

条件：戦略作物の作付面積を前年度より5a以上拡大

補助額：10アール当たり、ネギ50,000円、山うど25,000円、アスパラガス20,000円、キャベツ15,000円

③地力強化支援事業

概要：地場産ゼオライト、完熟堆肥、緑肥等による畑の土壌改良及び不作付地等の再生に係る経費に助成

補助率：堆肥等購入費の1/2(50%)以内、不作付地(3年以上経過した圃場)の再生に50,000円/10アール

④果樹生産強化支援事業

概要：果樹の種苗・定植資材購入費の助成

補助率：果樹の種苗・定植資材購入費の1/2(50%)

⑤健康野菜づくり支援事業

概要：ニンニク、生姜、菊芋等の健康増進効果のある作物の種苗購入費の助成

補助率：1/2(50%) (転作の場合は10アール当たり50,000円、耕作放棄地を再生して栽培する場合は取り組み初年度のみ10アール当たり50,000円を加算)

⑥新技術活用等機械導入支援事業 ◎事業要望書提出

概要：畑作及び果樹用の新技術を活用した機械への助成 ※水稲用機械は対象外

例：ロボット、AI、IoT、ドローン(操縦ライセンス取得経費含む)等

補助率：認定新規就農者(50%) それ以外の農業者(40%)

夢ある園芸産地創造事業

申込期限：9月2日（金）

●園芸産地育成事業(旧 夢プラン事業) ◎事業要望書提出

概要：畑作及び果樹用の機械・施設等への助成※トラクターやフォークリフト、水稲用機械は対象外

条件：事業実施前年度から1年後に販売額が県補助額の1.2倍以上に増加していること

補助率：県 対象事業費(税抜)の1/3(33%)※非農家出身で就農定着の方は、

対象事業費(税抜)の1/2(50%)

市 対象事業費(税抜)の1/4(25%)

(注意：経営規模の拡大に伴う、農機具及び施設の増設は対象となりますが、既存の所有している農機具及び施設の更新による導入を目的としている場合は対象外となります。)

【問合せ先】

農業振興課

農業水産係

TEL 89-2183 / FAX 89-1774

二ツ井地域局

環境産業課

TEL 73-4500 / FAX 73-5224

令和5年度 各種事業の要望量調査について

令和5年度に下記事業の活用をご検討されている方は、「事業内容がわかるもの・見積書・カタログ等」をご用意の上、農業振興課又は環境産業課までご相談ください。

① 6次産業化施設整備支援事業（県・市）

申込期限：9月9日（金）

対象事業	対象者	対象経費	条件	補助率及び補助金の上限額
経営多角化支援	認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体	農業経営の多角化を図るため、6次産業化の取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費	事業実施の翌年度から起算して3年後の販売額が、県補助金額の1.2倍以上増加	(県) 対象経費の1/3 (市) 対象経費の1/12 上限：1,000万円
農商工連携支援	農商工等連携事業計画認定事業者	県産農林畜産物の付加価値の向上を図るため、農業者と食品製造事業者等が連携した取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費		
漬物製造施設支援	農業者、農業者が組織する団体、JA	令和3年6月に施行された食品衛生法の改正に対応した漬物製造に必要な機械・施設の導入等に要する経費	事業実施の翌年度から起算して3年後の販売額が、事業実施前の販売額以上	(県) 対象経費の1/3 (市) 対象経費の1/6 上限：1,000万円

② 6次産業化推進事業（市）

申込期限：9月9日（金）

対象事業	対象者	対象経費	補助率及び補助金の上限額
6次産業化推進事業	自らが生産した農林水産物を活用した6次産業化に取り組む農業経営体	・建物の改修 ・製造及び流通に必要な設備の購入費用（設置費用含む） ・商品開発に係る専門家招へい費用 ・試作品の開発に係る原材料費等 ・商談会等への参加費用、新商品等のPR費用など	対象経費の1/2 上限：500万円
6次産業化人材育成支援事業	6次産業化に取り組む農業経営体の構成員で、対象事業に直接関わる者 (個人の場合) ・本人、家族、正規雇用者 (法人の場合) ・代表者、役員、正規雇用者	補助対象事業に必要と認められる技術習得及び資格取得にかかる経費のうち、研修費用、受験費用及び旅費	対象経費の1/2 上限：50万円
農林水産加工食品起業支援事業	市内の農業経営体等と連携した新たな加工食品の製造販売に取り組む市内に主たる事務所もしくは本店を置く企業	・建物の改修 ・製造及び流通に必要な設備の購入費用（設置費用含む） ・商品開発に係る専門家招へい費用 ・試作品の開発に係る原材料費等 ・商談会等への参加費用、新商品等のPR費用など	対象経費の1/2 上限：500万円

～ 留意点 ～

- 今回の要望量調査は令和5年度における事業の要望量を調査するものであり、この事業の実施を約束するものではありません。
- いずれの事業も予算範囲内での実施となります。

【問合せ先】

農業振興課 農政係 TEL 89-2182
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

無人ヘリコプターの薬剤散布を行います

水稻の病虫害防除のため、無人ヘリコプターの薬剤散布を行います。お住まいの地域によって散布日と事業者が異なります。ご不明な点はお問い合わせください。

【能代地区】

期 日：8月 2日（火）～10日（水）

8月17日（水）～27日（土）

散布事業者：能代無人ヘリ防除組合ほか3事業所

【二ツ井地区】

期 日：8月10日（水）～12日（金）

8月24日（水）～26日（金）

散布事業者：二ツ井地区無人ヘリ防除組合



【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

クマの出没に注意しましょう



能代市内をはじめ、県内各地でクマの出没が頻発しています。今後も、クマの大量出没による農作物被害や人身被害等の発生が危惧されますので、クマの被害に遭わないよう十分に注意してください。

◆クマによる主な被害◆

- ・山林やその周辺、河川敷などで、見通しの悪い場所では、クマの接近に気付かずに突然遭遇し、人身被害が発生することがあります。
- ・夏から秋に人里周辺に出没するクマは、リンゴ、登熟した水稻、トウモロコシ、養蜂などを食害することがあります。

◆クマの出没を防ぐには◆

- ・ラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールする。
- ・周囲の低木や藪など草木等の刈り払いを行う。
- ・クマのエサとなる生ゴミや野菜・果実の廃棄残さを放置しない。
- ・倉庫はきちんと鍵をかけるなど管理を徹底する。
- ・早朝や夕方に活動が活発となるため、出没のある付近の圃場での早朝、夕方の作業を控える。



【問合せ・クマの目撃情報の連絡先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



**食を通じた健康づくりを
行いましょう!**

